

**県営えびの高原スポーツレクリエーション施設に係る
製氷設備改修業務委託（設計及び工事）仕様書**

I 概要

1 所在地等

実施計画地：えびの市大字末永1489

対象設備：アイススケート場製氷設備（冷却塔）

2 スケジュール(予定)

契 約	令和6年3月下旬
設計及び施工期間	契約締結日の翌日～令和6年9月下旬
事 業 終 了	令和6年9月30日 ただし、設計・施工期間は、工期短縮の受注提案を可能とする。

※スケジュールは予定であり、前後する可能性がある。

3 関連法令・適用基準等

本事業を実施するに当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建設業法（昭和24年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、同冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）のほか関係する法令・条例等を遵守すること。

また、適用基準として以下を参照すること。なお、その他、定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。ただし、エについては、宮崎県県土整備部が定める各仕様書を商工観光労働部においても準用する。なお、仕様書類はすべて最新版が適用されるものとする。

- ア 日本産業規格（J I S）
- イ 建築設備設計基準
- ウ 官庁施設の総合耐震計画基準
- エ 設計業務委託共通仕様書（宮崎県県土整備部）
- オ その他関係適用基準等

4 本事業における留意事項

- (1) 機器の搬入、据付け、調整については、県と協議の上、その指示に従うこと。
- (2) 機器の搬入、据付け、調整にかかる費用は、すべて委託費に含むものとする。なお、駐車場から機械室へは遊歩道しかないため、大型トラックでの搬入はスケートリンク手前の駐車場までとなる。
- (3) 来場者等に支障がないよう、騒音、振動、粉塵、臭気等の対策を図ること。

- (4) 緊急車両・一般車両に影響がないよう配慮すること。
- (5) 現場は国立公園内の施設であり、樹木・鳥獣等への影響がないよう配慮すること。
- (6) 工事期間中に、環境省発注業務（園地歩道塗装等）が実施予定のため、作業に際して調整すること。
- (7) 各関係機関と十分に事前協議の上、実施するとともに、必要な申請、届出等を遅滞なく行うこと。なお、申請等に要する費用は事業者の負担とする。

II 改修条件等

1 基本的な考え方

えびの高原アイススケート場製氷設備のうち、機械室外に設置の冷却塔について、現地の気象条件等をふまえ、耐久性が高く、メンテナンス方法等を総合的に鑑み、簡便で低廉となるような機器を選定し設置すること。

2 改修施設の概要

冷却塔（参考：現存機器）密閉式超低騒音角形冷却塔

冷却能力	200 トン
凝縮能力	907.kW
設計温度	入口温度 32℃ 出口温度 27℃
循環水量	2600 lit/min
送風機容量	5.5kW × 2 台
散水ポンプ容量	1.5kW × 2 台
参考寸法	3500D × 4100W × 2800H
付属品	加熱防止ヒーター、レベルスイッチ

3 設備計画

(1) 機械設備

- 冷却塔については、既存設備と同程度以上の能力のものを選定し更新を行うこと。
- 冷却塔からブラインクーラーまでの配管について、必要な箇所について更新を行うこと。
- 機器及び機材は、可能な限り寒冷地基準及び耐火山ガス仕様とし、その他耐久性、更新性、メンテナンス性及びランニングコストを考慮したものとする。
- 改修において発生したもの（既存設備含む）については全て廃棄まで行うこと。

(2) 電気設備

冷却設備改修に伴い必要となる電気設備の改修を実施すること。

4 設計業務

(1) 設計内容

- ・機器表及び平面図（平成 22 年度第 2342-イ-1 号設備更新工事）を参考にすること。
- ・準拠すべき法令、基準、本仕様書を満たすとともに、企画提案に記載した内容等について遵守し、実施設計成果物（設計図面、及び機器仕様書、行程表をいう。）を県に提出し、承認を得ること。実施設計成果物においては、次の事項を遵守し、実施設計成果物を提出すること。

ア 本仕様書 I 3 関連法令等を遵守すること

イ 本仕様書 II 1 基本的な考え方、同 2 改修施設の概要及び同 3 設備計画を反映させること。

ウ 計画的で無理のない工程とすること

(2) 調査・設計時の打ち合わせについて

打ち合わせは次の区切りにおいて行うものとする。

- ① 業務開始時
- ② 実施設計提出時

(3) 設計時の設計予定担当者

以下に掲げる要件のどれかを満たす者とする。

- ① 一級建築士、二級建築士又は建築設備士（建築士法第 2 条第 5 項に定める資格を有する者）
- ② 一級管工事施工管理技士又は二級管工事施工管理技士

5 工事内容等

(1) 工事内容

4 (1) の実施設計の内容に従い施工するとともに、準拠すべき法令、基準を満たすこと。

(2) 工事時の配置技術者等

建設業法に定める技術者で本工事に精通した者を配備する等、確実に施工できる体制をとること。参加表明書の提出日の前日において、3 か月以上の直接的な雇用関係を有している次の現場代理人及び主任技術者を配置すること。

① 現場代理人

- ・工事現場稼働中において、現場に常駐し、監督員と連絡がとれる者を配置すること。

② 主任技術者

- ・主任技術者は、二級管工事施工管理技士又は同等以上の資格を有すること。

なお、「同等以上の資格を有する者」とは、公共 3 部にて定める入札公告標準例（管工事 A 級）の配置技術者に関する事項による「同等以上の資格を有する者」を準用する。